

タイ産トマト種子からの *Columnea latent viroid* (CLVd) の検出に係る対応について

1. 経緯

- (1) CLVdについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の26項で、対象地域に輸出国での精密検定（種子の検定は、4,600粒について、RT-PCR法等による検定を行うこと）を求め、CLVdに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。主な宿主植物はトマト及びとうがらし種子。
- (2) 令和6年10月、タイ産トマト種子について、植物防疫所の輸出検査において、CLVdを検出。

2. 緊急的な対応

今般の事例を受け、農水省ではCLVdの侵入・まん延の防止のため、次の対応を実施する。

- (1) 植物防疫課は、タイ側に原因究明と改善を要求。
- (2) タイ側の検疫措置が問題ないと判断されるまでの当面の間、植物防疫所は輸入検査を強化。
- (3) 既に輸入済みの種子については、種苗業者に、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給するよう要請。

3. 輸入検査の強化

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、タイから輸入されるCLVdの宿主植物

(2) 期間

令和7年1月10日から当面の間（タイ側から原因究明と改善措置が講じられ、輸入検査の強化が不要と判断されるまで）

(3) 検定方法

次の数量について、CLVdを対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600粒（同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%）
生植物（種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに1%の生植物から若葉（最低1葉）をサンプリングし、検定

4. 種苗業者への要請

以下のとおりの対応にご協力をお願いします。

(1) 輸入済み種子への対応

- ・タイ産トマト種子から CLVd が検出された事例が確認されたことから、種苗会社においては、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給すること。なお、検定方法等技術的支援が必要な場合には、植物防疫所が支援する。
- ・育苗・栽培時、CLVd の疑似症状が観察された場合、植物防疫所へ連絡すること。

(2) 今後の輸入への対応

- ・検定に時間を要する場合があるため、余裕を持った輸入計画を立てること。
- ・タイからの宿主植物が輸入停止とならないよう、清浄な種子を調達するとともに、特定の国に依存することなく、調達先を分散させる等リスクを分散させること。

(参考)

CLVd の宿主植物

種子	とうがらし及びトマト
生植物（種子及び果実を除く）	グロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、ソラヌム・ストラモニーフォルウム、とうがらし、トマト、ネマタンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタ